

# 株主総会参考書類

## —— 議案及び参考事項 ——

### 第1号議案 | 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

当社は、グループ理念「Asahi Group Philosophy」の実践に向けた『中長期経営方針』において、持続的な成長とすべてのステークホルダーとの共創による企業価値向上に取り組み、創出されるフリー・キャッシュ・フローを債務削減へ優先的に充当することで、将来の成長投資への余力を高めてきましたが、2024年に3倍程度を目指すとしていたNet Debt/EBITDA<sup>※1</sup>は、2024年12月期で2.49倍まで低下しガイドラインを達成いたしました。こうした進捗を踏まえ、11ページに記載の「I 2024年12月期の株主還元方針」のとおり、2024年12月期の配当性向<sup>※2</sup>を40%とする方針としております。

本方針を実現するため、当期の期末配当は、連結財務状況等を勘案し、2024年8月に開示した配当予想を上方修正し、次のとおり1株当たり27円といたしたいと存じます。

なお、中間配当金として1株当たり22円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は前期に比べ1株当たり8.7円増配の49円となり、配当性向は40.6%となります。

※1 Net Debt/EBITDA(EBITDA純有利子負債倍率) = (金融債務 - 現預金) / EBITDA。ただし、劣後債の50%はNet Debtから除いて算出。

※2 配当性向は、親会社の所有者に帰属する当期利益から事業ポートフォリオ再構築及び減損損失などに係る一時的な損益(税金費用控除後)を控除して算出しております。

#### 1 配当財産の種類

##### 金銭

#### 2 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

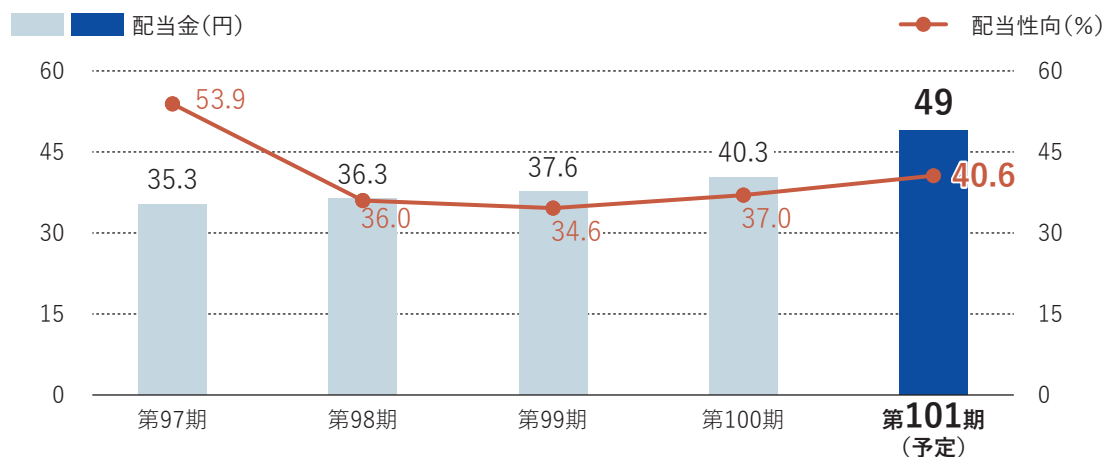
当社普通株式1株当たり金27円

総額40,587,738,201円

#### 3 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年3月27日

#### ■ 1株当たり年間配当金・配当性向の推移



(「第1号議案 剰余金処分の件」に関する注記)

2024年10月1日を効力発生日とする株式分割(1株につき3株の割合)を考慮し、当該効力発生日以前の1株当たりの配当金を調整のうえ、記載しております(小数点第2位を切り捨て)。

## 第2号議案 | 定款一部変更の件

当法定款を次のとおり変更いたしたいと存じます。

### 1 変更の理由

- (1) 経営における監督と執行の役割を一層明確化し、双方の機能を強化するとともに、組織的監査体制を構築することを目的として、当社の機関設計を監査役会設置会社から指名委員会等設置会社へと変更すべく、各委員会及び執行役に係る規定の新設、監査役及び監査役会に係る規定の削除等、所要の変更を行うものであります。
- (2) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。
- なお、本議案に係る定款変更は、本定時株主総会の終結の時をもって、効力を生じるものといたします。

### 2 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
(機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人	(機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>指名委員会、監査委員会及び報酬委員会</u> 3. <u>執行役</u> 4. 会計監査人
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)
第2章 株式	第2章 株式
第6条～第11条 (条文省略)	第6条～第11条 (現行どおり)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第12条～第13条 (条文省略)	第12条～第13条 (現行どおり)
(招集権者及び議長) 第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役会の決議によって、取締役社長が招集し、その議長となる。</u>	(招集権者及び議長) 第14条 株主総会は、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた取締役がこれを招集する。 <u>ただし、当該取締役に事故があるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集する。</u>
2 取締役社長に事故があるときは、 <u>取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</u>	2 株主総会の議長は、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた取締役又は執行役がこれにあたる。 <u>ただし、当該取締役又は執行役に事故があるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役又は執行役がこれにあたる。</u>
第15条～第17条 (条文省略)	第15条～第17条 (現行どおり)

現行定款	変更案
<p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数) 第18条 当社の取締役は、<u>15名以内とする。</u></p> <p>第19条～第20条 (条文省略)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第21条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>2 <u>代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。</u></p> <p>3 <u>取締役会は、その決議によって役付取締役として、取締役会長、取締役社長各1名及び取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>(取締役会) 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会長が招集し、議長となる。ただし、取締役会長に事故があるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</u></p> <p>2 <u>取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>3 <u>取締役及び監査役的全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。</u></p> <p>第23条～第24条 (条文省略)</p> <p>(報酬等) 第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、<u>株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第26条 (条文省略)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(員数) 第27条 当社の監査役は、<u>6名以内とする。</u></p> <p>(選任) 第28条 <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数) 第18条 当社の取締役は、<u>20名以内とする。</u></p> <p>第19条～第20条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(取締役会) 第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会の決議をもってあらかじめ定めた取締役がこれを招集し、議長となる。ただし、当該取締役に事故があるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。</u></p> <p>2 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>3 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。</p> <p>第22条～第23条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等) 第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、<u>報酬委員会の決議によって定める。</u></p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>(任期) 第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	(削除)
<p>(常勤監査役) 第30条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p>	(削除)
<p>(監査役会) 第31条 監査役会は、各監査役が招集する。 2 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 3 監査役の前員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。</p>	(削除)
<p>(監査役会規程) 第32条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	(削除)
<p>(報酬等) 第33条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	(削除)
<p>(監査役の責任限定契約) 第34条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた額と法令が定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p>	(削除)
<p>(新設)</p>	第5章 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会
<p>(新設)</p>	<p>(員数) 第26条 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会は、3名以上の取締役で組織するものとし、その過半数は社外取締役とする。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(選定) 第27条 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会を構成する委員は、取締役の中から取締役会の決議によって選定する。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(委員会規程) 第28条 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める各委員会規程による。</p>

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第6章 執行役</p> <p>(員数) 第29条 当社の執行役は、1名以上とする。</p> <p>(選任) 第30条 執行役は、取締役会の決議によって選任する。</p> <p>(任期) 第31条 執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとする。</p> <p>(代表執行役及び役付執行役) 第32条 取締役会は、その決議によって、執行役の中から代表執行役を選定する。 2 取締役会は、その決議によって、執行役の中から役付執行役を定めることができる。</p>
<p>第6章 会計監査人</p> <p>第35条～第36条 (条文省略)</p> <p>(報酬等) 第37条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>	<p>第7章 会計監査人</p> <p>第33条～第34条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等) 第35条 会計監査人の報酬等は、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた取締役が監査委員会の同意を得て定める。</p>
<p>第7章 計算</p> <p>第38条～第40条 (条文省略)</p>	<p>第8章 計算</p> <p>第36条～第38条 (現行どおり)</p>

### 第3号議案 | 取締役13名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役全員が任期満了となります。また、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査役会設置会社から指名委員会等設置会社へ移行することとなるため、監査役全員も任期満了となります。つきましては、第2号議案のご承認及び効力発生を条件として、取締役13名の選任をお願いいたしたいと存じます。

当社は、取締役会を、当社取締役に求める要件を明確化した「取締役会スキルマトリックス」に照らし、当社が必要とする豊富な経験、高い見識、高度な専門性・能力を有する当社取締役に相応しい人物により構成することとしております。

当社の取締役会は、現在の監査役会設置会社の体制で既に独立社外取締役が過半数の体制となっておりますが、指名委員会等設置会社への移行後においても、この高い独立性のもとで実効的な監督力と意思決定能力を兼ね備えた現在の取締役会の能力を確実に持続させるため、基本的には現在の取締役会体制を維持した上で、監査委員会に求められる取締役及び執行役による業務執行の監査に必要な能力を付加した体制とすることとし、この監査に必要な能力については、現在の監査役（会）の体制を監査委員会に原則移行することで確保したいと存じます。

取締役候補者の選任につきましては、独立役員を委員の過半数とし、かつ独立役員である社外取締役を委員長とする任意の「指名委員会」での審議を経ております。

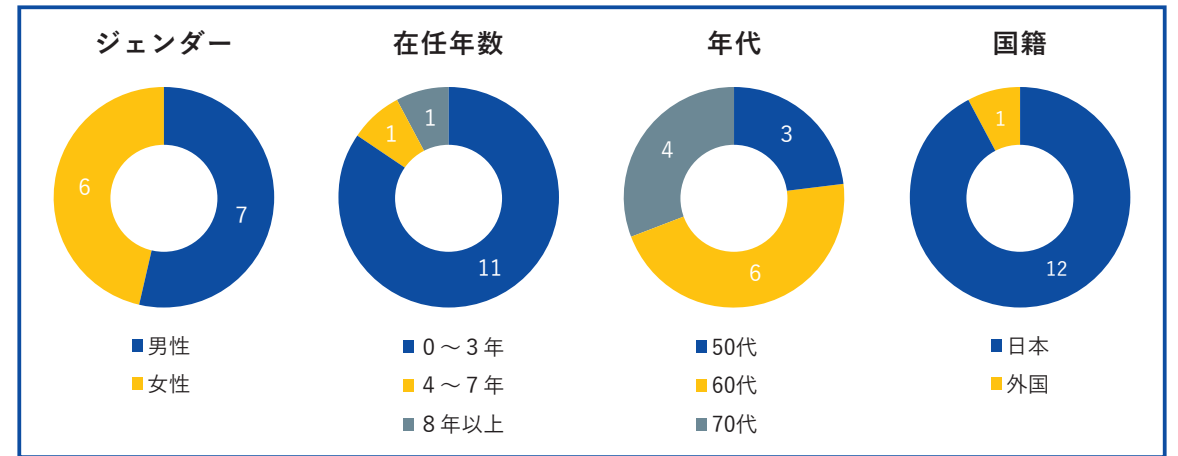
取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	地位	在任年数
1	 <b>再任</b> 勝木 敦志	代表取締役社長 兼 Group CEO <sup>*1</sup>	8年
2	 <b>再任</b> 谷村 圭造	取締役 EVP <sup>*2</sup> 兼 Group CPO <sup>*3</sup>	6年
3	 <b>再任</b> 崎田 薫	取締役 EVP 兼 Group CFO <sup>*4</sup>	3年
4	 <b>再任</b> <b>社外</b> <b>独立</b> 佐々江 賢一郎	社外取締役（独立役員）	3年
5	 <b>再任</b> <b>社外</b> <b>独立</b> 大橋 徹二	社外取締役（独立役員）	3年
6	 <b>再任</b> <b>社外</b> <b>独立</b> 松永 真理	社外取締役（独立役員）	2年
7	 <b>再任</b> <b>社外</b> <b>独立</b> 佐藤 千佳	社外取締役（独立役員）	1年
8	 <b>再任</b> <b>社外</b> <b>独立</b> メラニー・ブロック	社外取締役（独立役員）	1年
9	 <b>新任</b> 福田 行孝	常勤監査役	—
10	 <b>新任</b> 大島 明子	常勤監査役	—
11	 <b>新任</b> <b>社外</b> <b>独立</b> 大八木 成男	社外監査役（独立役員）	—
12	 <b>新任</b> <b>社外</b> <b>独立</b> 田中 早苗	社外監査役（独立役員）	—
13	 <b>新任</b> <b>社外</b> <b>独立</b> 宮川 明子	—	—

**再任** 再任取締役候補者 **新任** 新任取締役候補者 **社外** 社外取締役候補者 **独立** 独立役員候補者

※1 CEO:Chief Executive Officerの略 (注) 1. 地位及び年齢は本定時株主総会時のものであり、在任年数は本定時株主総会終結時のものであります。  
 ※2 EVP:Executive Vice Presidentの略 2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はございません。  
 ※3 CPO:Chief People Officerの略  
 ※4 CFO:Chief Financial Officerの略

### ■構成比率



### ■取締役会スキルマトリックス

長期戦略	グローバル	サステナビリティ	非連続成長	シニアリーダーシップ	財務・会計	法律・コンプライアンス	リスクガバナンス・内部統制	人材・文化	業務プロセス
○	○	○	○	○	○			○	○
	○	○				○	○	○	○
○	○		○		○		○		○
○	○			○			○	○	
	○		○	○				○	
	○	○		○				○	
				○	○		○		○
	○					○	○		○
○	○			○			○	○	○
		○				○	○	○	
	○				○		○		○

(注) 3. 当社は、保険会社と役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該契約の内容の概要は電子提供措置事項「Vその他アサヒグループの状況【8.会社役員】(5)役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりです。候補者のうち再任の各氏並びに新任の福田行孝、大島明子、大八木成男及び田中早苗の4氏については、すでに当該契約の被保険者であり、各氏の選任が承認された場合、引き続き被保険者となります。また、新任の宮川明子氏については、同氏の選任が承認された場合、被保険者となる予定です。なお、当社は当該契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

## 取締役会スキルマトリックス

第2号議案「定款一部変更の件」のご承認を条件として、当社は指名委員会等設置会社へ移行いたします。移行に伴い、業務執行は原則執行役へ委任し、取締役会は監督に専念する体制となるとともに、これまで監査役が担ってきた業務執行に対する監査も、取締役のなかから選定される監査委員が担うこととなります。

このため、従来の監督と重要な業務執行の意思決定に必要とされるスキルから「当社の中長期的な企業価値向上に資する監督」に必要なスキルを抽出し、業務執行の監査に必要なスキルを統合した新たなスキルマトリックスを策定いたしました。

「取締役会スキルマトリックス」に定める各スキルの定義は以下のとおりです。

スキル	定義
長期戦略	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長期あるいは超長期の社会の変化を洞察するスキル</li> <li>・洞察した将来をバックキャストして戦略に導くスキル</li> </ul>
グローバル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グローバルの視点・視座で戦略の監督を行うスキル</li> <li>・ローカルとグローバルを融合し最適化するスキル</li> </ul>
サステナビリティ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業を通じた社会インパクト創出をリードするスキル</li> <li>・ESGの知識と見識に基づき経営を方向付けるスキル</li> </ul>
非連続成長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業構造や稼ぐモデルを変革するスキル</li> <li>・イノベーションを促し、新規領域を探索するスキル</li> </ul>
シニアリーダーシップ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・的確な執行状況の把握と課題提起するスキル</li> <li>・リーダーシップチームの業務遂行を評価するスキル</li> </ul>
財務・会計	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業績・経営指標から経営状況、資源配分の状況を把握し課題提起するスキル</li> <li>・財務・会計に関する専門的な知識と見識に基づき監督するスキル</li> </ul>
法律・コンプライアンス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法律に関する専門的な知識と見識に基づき監督するスキル</li> <li>・コンプライアンス体制の整備、運用状況を監督するスキル</li> </ul>
リスクガバナンス・内部統制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リスクコントロール状況、執行ガバナンスの状況を把握し課題提起するスキル</li> <li>・内部統制システムの整備、運用状況を監督するスキル</li> </ul>
人材・文化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な人材の能力発揮の状況を評価するスキル</li> <li>・企業文化の状況を把握し課題提起するスキル</li> </ul>
業務プロセス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業経営経験や当社経営・執行経験に基づき、業務プロセスの適正性を監督するスキル</li> </ul>

なお、「取締役会スキルマトリックス」は各候補者の役割に照らして発揮が期待されるスキルを記載しており、各候補者が保有する全ての知見・経験を表すものではありません。

### ■移行後の取締役会議長（予定）

大八木 成男（社外取締役）

### ■移行後の新たな委員会構成（予定）

指名委員会	監査委員会	報酬委員会
委員長 佐々江 賢一郎（社外取締役）	委員長 田中 早苗（社外取締役）	委員長 大橋 徹二（社外取締役）
委員 大橋 徹二（社外取締役）	委員 大八木 成男（社外取締役）	委員 佐々江 賢一郎（社外取締役）
委員 大八木 成男（社外取締役）	委員 宮川 明子（社外取締役）	委員 佐藤 千佳（社外取締役）
委員 佐藤 千佳（社外取締役）	委員 福田 行孝（取締役）	委員 谷村 圭造（取締役）
委員 勝木 敦志（取締役）	委員 大島 明子（取締役）	委員 嶋田 薫（取締役）
委員 谷村 圭造（取締役）		



候補者番号

1

かつ き あつ し  
勝 木 敦 志

再 任

生年月日 1960年3月17日(満65歳)

所有する当社の株式の数 8,394株

取締役在任年数 8年

取締役会出席回数(2024年度) 12回/12回

## 取締役候補者とした理由

勝木敦志氏は、2017年に当社取締役に就任以来、提携・M&A、国内及び海外の多くの事業を担当し、事業ポートフォリオの再構築を進めるなどの実績を上げてまいりました。当社代表取締役社長兼Group CEOとして、メガトレンドをバックキャストした『中長期経営方針』に基づき、ビールを中心とした既存事業の持続的な成長に加えて、その事業基盤を活かした周辺領域や新規事業・サービスの拡大に取り組むとともに、グループガバナンスの強化と企業価値の最大化を図ることを目的として、執行体制の刷新に取り組みました。また、日本・欧州・オセアニア・東南アジアの地域統括会社ごとに事業競争力を高めつつ、地域間でシナジーを創出する体制を構築してきました。

また、同氏は、海外地域統括会社社長、当社取締役兼CFOとしての経験などを通じ、当社取締役に必要な見識・専門性・能力を十分に有しており、特に、長期戦略、サステナビリティ、シニアリーダーシップ、財務・会計、人材・文化、業務プロセスに関する見識・専門性、M&Aに関する知識・経験に裏付けられた非連続成長へのスキル、豊富な海外経験を活かしたグローバル視点での監督力と意思決定能力の発揮が期待できます。

以上のことから、指名委員会等設置会社への移行後も、当社取締役会の意思決定・監督機能の実効性向上に向け、多様な見識・専門性・能力をもった取締役会メンバーの一員として、当社取締役会の構成に欠かせない必要な人材と判断し、引き続き取締役候補者としたしました。

■地位 代表取締役社長 兼 Group CEO

■担当 経営全般、経営戦略、広報、IR

■略歴 1984年 4月 ニッカウヰスキー株式会社入社  
2002年 9月 当社転籍  
2011年10月 Asahi Holdings (Australia) Pty Ltd, Managing Director  
2014年 4月 Asahi Holdings (Australia) Pty Ltd, Director, Group CEO  
2016年 3月 当社執行役員兼 Asahi Holdings (Australia) Pty Ltd, Director, Group CEO  
2017年 3月 当社取締役兼執行役員

2018年 3月 当社常務取締役兼 常務執行役員  
2019年 3月 当社常務取締役兼 常務執行役員CFO  
2020年 3月 当社専務取締役兼 専務執行役員CFO  
2021年 3月 当社代表取締役社長兼CEO  
2024年 3月 当社代表取締役社長兼 Group CEO (現在に至る)



候補者番号

2

たに むら けい ぞう  
谷 村 圭 造

再 任

生年月日 1965年8月11日(満59歳)

所有する当社の株式の数 15,369株

取締役在任年数 6年

取締役会出席回数(2024年度) 12回/12回

## 取締役候補者とした理由

谷村圭造氏は、2019年に当社取締役に就任以来、管理・ガバナンス領域を担当し、当社グループ経営陣のサクセッション・プランの仕組みや人事・報酬のグローバルポリシー体系の構築を推進するとともに、取締役会の実効性向上に向けたガバナンスの運営基盤の強化を推進してまいりました。また、サステナビリティと経営の統合を進め、CO<sub>2</sub>削減などの環境対応に取り組み、ESGに関する外部評価を大きく向上させるなど、多くの実績につなげたほか、グループ共通の人事方針の策定やDE&I(ダイバーシティ、エクイティ&インクルージョン)の取り組みなど、各地域統括会社と連携し、従業員エンゲージメントでも高いスコアを得るなどの実績を上げております。

また、同氏は、海外地域統括会社取締役を含む複数会社での豊富な経験を通じ、当社取締役に必要な見識・専門性・能力を十分に有しており、特に、法律・コンプライアンス、業務プロセスに関する見識・専門性、DE&IやESGの先の流れを読み解き、グローバル視点での人材・文化及び多様で異なる文化を包含する力を活かしたサステナビリティスキル、ガバナンスの見識・専門性をベースとしたリスクガバナンス・内部統制スキルの発揮が期待できます。

以上のことから、指名委員会等設置会社への移行後も、当社取締役会の意思決定・監督機能の実効性向上に向け、多様な見識・専門性・能力をもった取締役会メンバーの一員として、当社取締役会の構成に欠かせない必要な人材と判断し、引き続き取締役候補者としたしました。

■地位 取締役 EVP 兼 Group CPO

■担当 人事、総務

■略歴 1989年 4月 当社入社  
2016年 4月 当社理事人事部門  
ゼネラルマネジャー  
2017年 3月 当社執行役員人事部門  
ゼネラルマネジャー  
2018年 9月 当社執行役員グローバルタレント  
マネジメント担当

2019年 3月 当社取締役兼執行役員  
2020年 3月 当社取締役兼執行役員 CHRO※  
2023年 3月 当社取締役 EVP 兼 CHRO  
2024年 3月 当社取締役 EVP 兼  
Group CPO  
(現在に至る)

※ CHRO:Chief Human Resource Officerの略



候補者番号

3

さき  
た  
崎 田かおる  
薫

再 任

生年月日 1966年3月3日(満59歳)

所有する当社の株式の数 1,017株

取締役在任年数 3年

取締役会出席回数(2024年度) 12回/12回

### 取締役候補者とした理由

崎田薫氏は、2022年に当社取締役就任以来、財務・調達・IT領域を担当し、Group CFOとして、グローバルなキャッシュマネジメント体制の最適化及び金融債務削減による財務健全性の改善に貢献し、また、DX戦略における3領域(プロセス、組織、ビジネスモデル)のイノベーションの具体化を推進したほか、グループ全体の調達機能の高度化に貢献するなどの実績を上げております。

また、同氏は、当社グループでの財務、経営企画、海外地域統括会社COO※などに従事した豊富な経験や、高い専門性とグローバル経営の知見を活かして当社の成長に重要な役割を果たすなど、当社取締役に必要な見識・専門性・能力を十分に有しており、特に、長期戦略、財務・会計・調達、リスクガバナンス・内部統制、業務プロセスに関する見識・専門性、提携・M&Aに関する豊富な経験に裏付けられた非連続成長スキル、海外での豊富な経験を活かしたグローバル視点での意思決定能力の発揮が期待できます。

以上のことから、指名委員会等設置会社への移行後も、当社取締役会の意思決定・監督機能の実効性向上に向け、多様な見識・専門性・能力をもった取締役会メンバーの一員として、当社取締役会の構成に欠かせない必要な人材と判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

■地位 取締役 EVP 兼 Group CFO

■担当 財務、調達、IT

■略歴 1988年 4月 当社入社  
2016年 4月 当社理事調達部門  
ゼネラルマネジャー  
2018年 3月 当社執行役員調達部門  
ゼネラルマネジャー  
2020年 4月 当社執行役員  
Head of Procurement

2022年 3月 当社取締役兼執行役員 CFO  
2023年 3月 当社取締役 EVP 兼 CFO  
2024年 3月 当社取締役 EVP 兼  
Group CFO  
(現在に至る)

※ COO: Chief Operating Officerの略



候補者番号

4

さ さ え けんいちろう  
佐々江 賢一郎

再任

社外取締役

独立役員

生年月日 1951年9月25日(満73歳)

所有する当社の株式の数 一株

取締役在任年数 3年

取締役会出席回数(2024年度) 12回/12回

## 社外取締役候補者とした理由

佐々江賢一郎氏は、2022年に当社社外取締役に就任以来、国際政治・経済に関する豊富な知識・経験と他社社外役員の経験に基づき、地政学リスクや国際情勢の観点から、グローバルでの事業執行について、取締役会の実質的かつ適切な監督に貢献する発言、活動を行っております。

また、指名委員会委員長として、取締役会の監督機能充実のため、公正で透明な委員会運営を主導し、取締役会スキルマトリックス、Group CEOサクセッション・プランの監督、役員人事案などを取締役会に答申しております。加えて、報酬委員会委員としては、新たな報酬制度の策定、賞与支給案などの答申について、具体的な意見・提言を行っております。同氏の経験と見識に裏付けられた長期戦略、グローバル、シニアリーダーシップ、リスクガバナンス・内部統制、人材・文化スキルの発揮が期待できます。

以上のことから、指名委員会等設置会社への移行後も、当社取締役会の意思決定・監督機能の実効性向上に向け、多様な見識・専門性・能力をもった取締役会メンバーの一員として、当社取締役会の構成に欠かせない必要な人材と判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。

### ■地位 社外取締役

■略歴	1974年 4月 外務省入省	2018年 6月 公益財団法人日本国際問題研究所理事長兼所長
	2002年 3月 経済局長	2020年12月 同法人理事長 (現在に至る)
	2005年 1月 アジア大洋州局長	2022年 3月 当社社外取締役 (現在に至る)
	2008年 1月 外務審議官	
	2010年 8月 外務事務次官	
	2012年 9月 在アメリカ合衆国駐劄特命全権大使	

### ■重要な兼職の状況

公益財団法人日本国際問題研究所 理事長

セーレン株式会社 社外取締役、三菱自動車工業株式会社 社外取締役、富士通株式会社 社外取締役

### ■独立性について

当社グループは佐々江賢一郎氏が理事長を務める公益財団法人日本国際問題研究所との間に取引がありますが、取引額は当社及び対象法人の連結売上収益又は経常収益の1%未満と僅少であり、また、当社から同法人に対し寄附がありますが、寄附金額は当社が定める独立性を客観的に判断する「社外取締役の独立性の基準」に定める金額基準を超えるものではなく、「社外取締役の独立性の基準」に該当する事由はないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく十分な独立性を有していると判断しております。加えて、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしているため、同取引所に対して独立役員として届け出ております。

### ■責任限定契約について

当社は、佐々江賢一郎氏との間に、社外取締役としてその期待される役割を十分に発揮できるように、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、2,000万円と法令の定める最低限度額とのいずれか高い額となります。同氏の選任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

### ■社外取締役候補者が過去5年間に取締役等に就任していた他社における法令又は定款違反その他不当な業務執行の事実等について

佐々江賢一郎氏が社外取締役として在任している富士通株式会社において、同社が提供する証明書発行サービスにおいて、申請した住民とは異なる住民の住民票の写しが発行される事案が発生したことを受け、2024年4月16日に総務省から文書による行政指導が行われました。同氏は、同社の社外取締役として、当該事実の判明後は原因分析と適切な再発防止策を講じることを求めるなど、その職責を適切に果たしております。



候補者番号

5

お お は し て つ じ  
大 橋 徹 二

再 任

社外取締役

独立役員

生年月日 1954年3月23日(満71歳)

所有する当社の株式の数 -株

取締役在任年数 3年

取締役会出席回数(2024年度) 12回/12回

## 社外取締役候補者とした理由

大橋徹二氏は、2022年に当社社外取締役に就任以来、グローバル企業の経営者の視点と他社社外役員の経験に基づき、グループガバナンス、グローバルでの事業執行について本質を捉えた質問と問題提起を行うなど、取締役会の実質的かつ適切な監督に貢献する発言、活動を行っております。

また、指名委員会委員として、取締役会スキルマトリックス、Group CEOサクセッション・プランの監督、役員人事案などについて具体的な意見・提言を行っております。加えて、報酬委員会委員として、新たな報酬制度の策定、賞与支給案などの答申について、具体的な意見・提言を行っております。同氏の経験と見識に裏付けられた長期戦略、グローバル、非連続成長、シニアリーダーシップ、業務プロセススキルの発揮が期待できます。

以上のことから、指名委員会等設置会社への移行後も、当社取締役会の意思決定・監督機能の実効性向上に向け、多様な見識・専門性・能力をもった取締役会メンバーの一員として、当社取締役会の構成に欠かせない必要な人材と判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。

### ■地位 社外取締役

■略歴	1977年 4月 株式会社小松製作所入社	2012年 4月 同社取締役兼専務執行役員
	2004年 1月 コマツアメリカ株式会社社長兼COO	2013年 4月 同社代表取締役社長兼CEO
	2007年 4月 株式会社小松製作所執行役員	2019年 4月 同社代表取締役会長
	2008年 4月 同社常務執行役員	2022年 3月 当社社外取締役 (現在に至る)
	2009年 6月 同社取締役兼常務執行役員	2022年 4月 株式会社小松製作所取締役会長 (現在に至る)

### ■重要な兼職の状況

株式会社小松製作所 取締役会長

ヤマハ発動機株式会社 社外取締役、株式会社野村総合研究所 社外取締役

### ■独立性について

大橋徹二氏は、当社が定める独立性を客観的に判断する「社外取締役の独立性の基準」に該当する事由はないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく十分な独立性を有していると判断しております。また、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしているため、同取引所に対して独立役員として届け出ております。

### ■責任限定契約について

当社は、大橋徹二氏との間に、社外取締役としてその期待される役割を十分に発揮できるように、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、2,000万円と法令の定める最低限度額とのいずれか高い額となります。同氏の選任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

### ■社外取締役候補者が過去5年間に取締役等に就任していた他社における法令又は定款違反その他不当な業務執行の事実等について

大橋徹二氏が社外取締役として在任しているヤマハ発動機株式会社は、同社で開発を行った車両の騒音試験及び音圧試験の認証申請において不適切な行為があったことを2024年6月3日に公表しております。同氏は、事前には当該事実について認識しておりませんが、同社の社外取締役として平素より法令遵守及びコンプライアンス経営の視点に立った提案を適宜行うとともに、当該事実の判明後は事実究明と適切な再発防止策を講じることを求めるなど、その職責を適切に果たしております。



候補者番号

6

まつ なが ま り  
松 永 真 理

再 任

社外取締役

独立役員

生年月日 1954年11月13日(満70歳)

所有する当社の株式の数 一株

取締役在任年数 2年

取締役会出席回数(2024年度) 12回/12回

## 社外取締役候補者とした理由

松永真理氏は、2023年に当社社外取締役に就任以来、新たなサービスの開発・ビジネスモデルの構築に携わった経験と他社社外役員の経験に基づき、当社の持続的な成長に向けた、新たなビジネスモデルや新規事業の観点から取締役会の実質的かつ適切な監督に貢献する発言、活動を行っております。

また、サステナビリティアドバイザー委員会委員として、サステナビリティガバナンス体制の強化、サステナビリティと経営の統合の更なる推進などについて意見・提言を行っております。同氏の現代社会の文化や生活に関する豊富な経験と幅広い見識に裏付けられたサステナビリティ、非連続成長、シニアリーダーシップ、人材・文化スキルの発揮が期待できます。

以上のことから、指名委員会等設置会社への移行後も、当社取締役会の意思決定・監督機能の実効性向上に向け、多様な見識・専門性・能力をもった取締役会メンバーの一員として、当社取締役会の構成に欠かせない必要な人材と判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。

## ■地位 社外取締役

<p>■略歴 1977年 4月 株式会社日本リクルートセンター(現株式会社リクルートホールディングス)入社</p> <p>1986年 7月 同社「就職ジャーナル」編集長</p> <p>1988年 7月 同社「とらばーゆ」編集長</p>	<p>1997年 7月 エヌ・ティ・ティ移動通信網株式会社(現株式会社NTTドコモ)ゲートウェイビジネス部企画室長</p> <p>2000年 4月 松永真理事務所代表(現在に至る)</p> <p>2023年 3月 当社社外取締役(現在に至る)</p>
---	---

## ■重要な兼職の状況

松永真理事務所 代表

## ■独立性について

松永真理氏は、当社が定める独立性を客観的に判断する「社外取締役の独立性の基準」に該当する事由はないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく十分な独立性を有していると判断しております。また、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしているため、同取引所に対して独立役員として届け出ております。

## ■責任限定契約について

当社は、松永真理氏との間に、社外取締役としてその期待される役割を十分に発揮できるように、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、2,000万円と法令の定める最低限度額とのいずれか高い額となります。同氏の選任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。



候補者番号

7

さとう ちか  
佐藤 千佳

再任

社外取締役

独立役員

生年月日 1962年1月23日(満63歳)

所有する当社の株式の数 一株

取締役在任年数 1年

取締役会出席回数(2024年度) 8回/8回

## 社外取締役候補者とした理由

佐藤千佳氏は、2024年に当社社外取締役に就任以来、グローバル企業における人事領域の豊富な経験と幅広い見識に基づき、人的資本の高度化について本質を捉えた質問と問題提起を行うなど、取締役会の実質的かつ適切な監督に貢献する発言、活動を行っております。

同氏のグローバル企業における人事領域の経験と見識に裏付けられたグローバル、非連続成長、シニアリーダーシップ、人材・文化スキルの発揮が期待できます。

以上のことから、指名委員会等設置会社への移行後も、当社取締役会の意思決定・監督機能の実効性向上に向け、多様な見識・専門性・能力をもった取締役会メンバーの一員として、当社取締役会の構成に必要な人材と判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。

## ■地位 社外取締役

■略歴	1982年 4月 住友電気工業株式会社入社	2019年 4月 同社シニア・エグゼクティブ 人材組織開発部長
	1996年 7月 GE株式会社(現日本GE株式会社)入社	2022年 4月 同社人事総務部門コーポレート・ エグゼクティブI&D推進リーダー
	2011年 9月 日本マイクロソフト株式会社 執行役人事本部長	2023年 4月 同社ピープル&カルチャー部門 Chief Diversity Officer
	2016年 9月 ノキアソリューションズ& ネットワークス合同会社 日本・ノースアジア人事統括	2024年 3月 当社社外取締役 (現在に至る)
	2018年 4月 日本電気株式会社執行役員 カルチャー変革統括部長	

## ■重要な兼職の状況

阪和興業株式会社 社外取締役

## ■独立性について

佐藤千佳氏は、当社が定める独立性を客観的に判断する「社外取締役の独立性の基準」に該当する事由はないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく十分な独立性を有していると判断しております。また、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしているため、同取引所に対して独立役員として届け出ております。

## ■責任限定契約について

当社は、佐藤千佳氏との間に、社外取締役としてその期待される役割を十分に発揮できるように、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、2,000万円と法令の定める最低限度額とのいずれか高い額となります。同氏の選任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

(注) 佐藤千佳氏は、2024年3月26日開催の第100回定時株主総会におきまして新たに取締役に選任されたため、上記取締役会の開催回数が他の取締役候補者と異なっております。



候補者番号

8

## メラニー・ブロック

再任

社外取締役

独立役員

生年月日 1964年4月10日(満60歳)

所有する当社の株式の数 -株

取締役在任年数 1年

取締役会出席回数(2024年度) 8回/8回

## 社外取締役候補者とした理由

メラニー・ブロック氏は、2024年に当社社外取締役に就任以来、グローバルでのコンサルティング活動で培ったマーケティング、ダイバーシティ推進活動等に携わった経験に基づき、グローバルでの事業執行やダイバーシティについて本質を捉えた質問と問題提起を行うなど、取締役会の実質的かつ適切な監督に貢献する発言、活動を行っております。

また、日豪の財界を繋ぐ団体の要職を歴任しネットワークを形成するなどのグローバルでの豊富な経験や他社社外役員の経験と見識に裏付けられたグローバル、サステナビリティ、シニアリーダーシップ、人材・文化スキルの発揮が期待できます。

以上のことから、指名委員会等設置会社への移行後も、当社取締役会の意思決定・監督機能の実効性向上に向け、多様な見識・専門性・能力をもった取締役会メンバーの一員として、当社取締役会の構成に必要な人材と判断し、引き続き社外取締役候補者としたしました。

## ■地位 社外取締役

■略歴	2003年 3月	株式会社AGENDA(現株式会社Melanie Brock Advisory)代表取締役(現在に至る)	2012年12月	オーストラリアン・ビジネス・アジア会長
	2010年 3月	豪日交流基金理事会役員	2016年11月	在日オーストラリア・ニュージーランド商工会議所名誉会頭(現在に至る)
	2010年 4月	豪日経済委員会理事会役員(現在に至る)	2019年 7月	豪日研究センター理事会役員(現在に至る)
	2010年10月	在日オーストラリア・ニュージーランド商工会議所会頭	2024年 3月	当社社外取締役(現在に至る)
		豪州食肉家畜生産者事業団駐日代表		

## ■重要な兼職の状況

株式会社Melanie Brock Advisory 代表取締役  
セガサミーホールディングス株式会社 社外取締役、三菱地所株式会社 社外取締役、川崎重工業株式会社 社外取締役

## ■独立性について

メラニー・ブロック氏は、当社が定める独立性を客観的に判断する「社外取締役の独立性の基準」に該当する事由はないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく十分な独立性を有していると判断しております。また、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしているため、同取引所に対して独立役員として届け出ております。

## ■責任限定契約について

当社は、メラニー・ブロック氏との間に、社外取締役としてその期待される役割を十分に発揮できるように、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、2,000万円と法令の定める最低限度額とのいずれか高い額となります。同氏の選任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

## ■社外取締役候補者が過去5年間に取締役等に就任していた他社における法令又は定款違反その他不当な業務執行の事実等について

メラニー・ブロック氏が社外取締役として在任している川崎重工業株式会社は、一部職場において税務上の不適切行為がなされていたことを2024年7月3日に公表しております。また、同社は、商船向け船用エンジンにおいて検査不正が行われていたことを2024年8月21日に公表しております。同氏は、事前には当該両事実について認識しておりませんが、同社の社外取締役として平素より法令等遵守に関する各種提言を行っており、当該事実の判明後は、コンプライアンス体制強化等の再発防止策について積極的に提言を行うなど、その職責を適切に果たしております。

(注) メラニー・ブロック氏は、2024年3月26日開催の第100回定時株主総会におきまして新たに取締役に選任されたため、上記取締役会の開催回数が他の取締役候補者と異なっております。



候補者番号

9

ふく だ ゆき たか

福田 行 孝

新任

生年月日 1963年5月20日(満61歳)

所有する当社の株式の数 3,441株

取締役在任年数 一年

取締役会出席回数(2024年度) 12回/12回

## 取締役候補者とした理由

福田行孝氏は、当社グループにおいて、当社執行役員財務部門ゼネラルマネジャー、アサヒプロマネジメント株式会社代表取締役社長、アサヒグループジャパン株式会社監査役として財務・会計業務のほか、マネジメント経験を豊富に持ち合わせております。

また、2023年に当社監査役に就任以来、グループ会社に対する監査・往査に加え、重要会議への出席や経営トップとの面談、執行部門や国内グループ会社の常勤監査役、会計監査人との意見交換等により、内部統制システムをはじめとする当社取締役の職務の執行を適切に監査するなど、常勤監査役としての役割を果たしており、当社の中長期の企業価値向上に貢献しております。同氏の財務・会計に関する高い専門性、コンプライアンスやリスクマネジメント、内部監査に関する高い見識に裏付けられた財務・会計、リスクガバナンス・内部統制、シニアリーダーシップスキルや酒類事業をはじめとする当社事業の豊富な知識に基づく業務プロセススキルの発揮が期待できます。

以上のことから、指名委員会等設置会社への移行後の当社取締役会の意思決定・監督機能の実効性向上に向け、多様な見識・専門性・能力をもった取締役会メンバーの一員として、当社取締役会の構成に欠かせない必要な人材と判断し、新たに取締役候補者といたしました。

### ■地位 常勤監査役

■略歴	1986年 4月	東洋エンジニアリング株式会社 入社	2017年 3月	アサヒプロマネジメント株式会社 代表取締役社長
	2001年10月	当社入社	2022年 3月	アサヒグループジャパン株式会社 監査役
	2012年 9月	当社財務部門 ゼネラルマネジャー	2023年 3月	当社常勤監査役 (現在に至る)
	2015年 3月	当社執行役員財務部門 ゼネラルマネジャー		

(注) 1. 福田行孝氏は、現在、当社の常勤監査役であります。その在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって2年となります。  
2. 福田行孝氏の取締役会出席回数は、当社常勤監査役としての出席回数であります。



候補者番号  
10

おおしまあきこ  
大島明子

新任

生年月日 1968年10月17日(満56歳)  
 所有する当社の株式の数 2,196株  
 取締役在任年数 一年  
 取締役会出席回数(2024年度) 8回/8回

### 取締役候補者とした理由

大島明子氏は、当社Executive Officer, Head of Internal Audit(内部監査部門長)として、コンプライアンスやリスクマネジメント、内部監査に関する経験並びに当社及び当社グループ会社の経営企画部門で海外を含めた事業管理の経験を豊富に有しております。

また、2024年に当社監査役に就任以来、グループ会社に対する監査・往査に加え、重要会議への出席や経営トップとの面談、執行部門や国内グループ会社の常勤監査役、会計監査人との意見交換等により、内部統制システムをはじめとする当社取締役の職務の執行を適切に監査するなど、常勤監査役としての役割を果たしており、当社の中長期の企業価値向上に貢献しております。同氏のコンプライアンスやリスクマネジメント、内部監査に関する高い見識に裏付けられた法律・コンプライアンス、リスクガバナンス・内部統制、業務プロセススキル、当社事業に関する豊富な知識に基づくグローバルスキルの発揮が期待できます。

以上のことから、指名委員会等設置会社への移行後の当社取締役会の意思決定・監督機能の実効性向上に向け、多様な見識・専門性・能力をもった取締役会メンバーの一員として、当社取締役会の構成に欠かせない必要な人材と判断し、新たに取締役候補者といたしました。

#### ■地位 常勤監査役

■略歴 1991年 4月 当社入社  
 2018年 1月 当社経営企画部担当部長  
 2022年 4月 当社Strategy Senior Officer

2023年 4月 当社Executive Officer,  
 Head of Internal Audit  
 2024年 3月 当社常勤監査役  
 (現在に至る)

(注) 1. 大島明子氏は、現在、当社の常勤監査役であります。その在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって1年となります。  
 2. 大島明子氏の取締役会出席回数は、当社常勤監査役としての出席回数であります。  
 3. 大島明子氏は、2024年3月26日開催の第100回定時株主総会におきまして新たに監査役に選任されたため、上記取締役会の開催回数が他の取締役候補者と異なっております。



候補者番号

11

お お や ぎ し げ お

大八木 成男

新任

社外取締役

独立役員

生年月日 1947年5月17日(満77歳)

所有する当社の株式の数 一株

取締役在任年数 一年

取締役会出席回数(2024年度) 12回/12回

## 社外取締役候補者とした理由

大八木成男氏は、グローバル企業の社長・会長を務めるなど、グローバルに事業を展開する企業経営における幅広い経験と優れた見識を有しております。特に、日本を代表する数々の企業において社外取締役・社外監査役として経営全般に対し、潜在的なリスクを分析し、客観的かつ論理的な新たな視点による事業発展の可能性を検証するなど実践的な観点からの助言、業務執行に対する監督等、適切な役割を果たしております。

また、2022年に当社社外監査役に就任以来、企業経営に関する知見や経験に基づき、客観的な立場から取締役会及び監査役会において積極的な意見・提言を行うとともに、国内グループ会社の監査の状況や海外グループ会社の監査委員会等の活動状況のレビュー、経営トップとの面談等を通じて、内部統制システムをはじめとする当社取締役の職務の執行を適切に監査するなど、社外監査役としての役割を果たしており、当社の中長期の企業価値向上に貢献しております。同氏のグローバルに事業を展開する企業の経営及び他社社外役員としての幅広い経験と優れた見識に裏付けられた長期戦略、グローバル、シニアリーダーシップ、リスクガバナンス・内部統制、人材・文化、業務プロセススキルの発揮が期待できます。

以上のことから、指名委員会等設置会社への移行後の当社取締役会の意思決定・監督機能の実効性向上に向け、多様な見識・専門性・能力をもった取締役会メンバーの一員として、当社取締役会の構成に欠かせない必要な人材と判断し、新たに社外取締役候補者といたしました。

### ■地位 社外監査役

1971年 3月	帝人株式会社入社	2006年 6月	同社専務取締役
1999年 6月	同社執行役員	2008年 6月	同社代表取締役社長CEO
2001年 6月	同社常務執行役員	2014年 4月	同社取締役会長
2002年 6月	同社帝人グループ専務執行役員	2018年 4月	同社取締役相談役
2003年10月	帝人ファーマ株式会社 代表取締役社長	2018年 6月	同社相談役
2005年 6月	帝人株式会社常務取締役	2022年 3月	当社社外監査役 (現在に至る)

### ■重要な兼職の状況

東京電力ホールディングス株式会社 社外取締役

### ■独立性について

大八木成男氏は、当社が定める独立性を客観的に判断する「社外取締役の独立性の基準」に該当する事由はないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく十分な独立性を有していると判断しております。また、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしているため、同取引所に対して独立役員として届け出ております。

### ■責任限定契約について

当社は、大八木成男氏との間に、社外監査役としてその期待される役割を十分に発揮できるように、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、2,000万円と法令の定める最低限度額とのいずれか高い額となります。同氏の選任が承認され、取締役に選任された場合には、社外取締役として同内容の契約を締結する予定であります。

(注) 1. 大八木成男氏は、現在、当社の社外監査役であります。その在任年数は、本定時株主総会終結の時をもって3年となります。  
2. 大八木成男氏の取締役会出席回数は、当社社外監査役としての出席回数であります。



候補者番号

12

た な か さ な え  
田 中 早 苗

新 任

社外取締役

独立役員

生年月日 1962年7月15日(満62歳)

所有する当社の株式の数 3,300株

取締役在任年数 一年

取締役会出席回数(2024年度) 12回/12回

## 社外取締役候補者とした理由

田中早苗氏は、弁護士としての長年の活動を通じ、企業法務に関する専門的な知識、法令等の観点から経営を監督できる高い見識を有しております。

また、2023年に社外監査役に就任以来、弁護士としての豊富な知識・経験に基づき、客観的な立場から取締役会及び監査役会において積極的な意見・提言を行うとともに、国内グループ会社の監査の状況や海外グループ会社の監査委員会の活動状況のレビュー、経営トップとの面談等を通じて、内部統制システムをはじめとする当社取締役の職務の執行を適切に監査するなど、社外監査役としての役割を果たしており、当社の中長期の企業価値向上に貢献しております。同氏の弁護士としての長年の活動に裏付けられたサステナビリティ、法律・コンプライアンス、リスクガバナンス・内部統制、人材・文化スキルの発揮が期待できます。

以上のことから、指名委員会等設置会社への移行後の当社取締役会の意思決定・監督機能の実効性向上に向け、多様な見識・専門性・能力をもった取締役会メンバーの一員として、当社取締役会の構成に欠かせない必要な人材と判断し、新たに社外取締役候補者としたしました。

### ■地位 社外監査役

- 略歴 1989年 4月 弁護士登録
- 1991年 9月 田中早苗法律事務所代表  
(現在に至る)
- 2023年 3月 当社社外監査役  
(現在に至る)

### ■重要な兼職の状況

田中早苗法律事務所 代表  
松竹株式会社 社外取締役、株式会社テレビ朝日ホールディングス 社外取締役

### ■独立性について

田中早苗氏は、当社が定める独立性を客観的に判断する「社外取締役の独立性の基準」に該当する事由はないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく十分な独立性を有していると判断しております。また、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしているため、同取引所に対して独立役員として届け出ております。

### ■責任限定契約について

当社は、田中早苗氏との間に、社外監査役としてその期待される役割を十分に発揮できるように、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、2,000万円と法令の定める最低限度額とのいずれか高い額となります。同氏の選任が承認され、取締役に選任された場合には、社外取締役として同内容の契約を締結する予定であります。

(注) 1. 田中早苗氏は、現在、当社の社外監査役であります。その在任年数は、本定時株主総会終結の時をもって2年となります。  
2. 田中早苗氏の取締役会出席回数は、当社社外監査役としての出席回数であります。



候補者番号

13

みや かわ あき こ  
宮川 明子

新任

社外取締役

独立役員

生年月日 1955年10月18日(満69歳)

所有する当社の株式の数 一株

取締役在任年数 一年

## 社外取締役候補者とした理由

宮川明子氏は、国内・海外における公認会計士としての長年の経験を通じて、グローバル企業の会計監査、内部統制システムに精通し、グローバル、財務・会計、リスクガバナンス・内部統制、業務プロセス等、当社取締役に必要な見識・専門性・能力を十分に有しております。

特に同氏には、社外取締役として、グローバルで会計監査に携わった経験から財務・会計スキルを高いレベルで有し、財務・会計の観点から経営の監督や経営上の課題への指摘・提言を積極的に行うとともに、内部統制に関する豊富な知識と幅広い見識により、組織的監査の実効性向上に向け、取締役会での積極的な意見・提言を行うことが期待できます。

以上のことから、指名委員会等設置会社への移行後の当社取締役会の意思決定・監督機能の実効性向上に向け、多様な見識・専門性・能力をもった取締役会メンバーの一員として、当社取締役会の構成に必要な人材と判断し、新たに社外取締役候補者といたしました。

■略歴	1978年 4月	チェース・マンハッタン銀行 (現JPモルガン・チェース銀行) 東京支店入行	2005年 6月	有限責任監査法人トーマツ パートナー
	1987年11月	監査法人丸の内会計事務所 (現有限責任監査法人トーマツ) 入所	2008年 7月	デロイト台湾台北事務所参加
	1998年 5月	公認会計士登録	2015年10月	有限責任監査法人トーマツ 東京事務所参加
	2000年 1月	デロイトUSロサンゼルス事務所 参加	2018年 8月	宮川明子公認会計士事務所代表 (現在に至る)

## ■重要な兼職の状況

宮川明子公認会計士事務所 代表

野村不動産ホールディングス株式会社 社外取締役、株式会社ジェイテクト 社外監査役

## ■独立性について

宮川明子氏は、当社が定める独立性を客観的に判断する「社外取締役の独立性の基準」に該当する事由はないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく十分な独立性を有していると判断しております。また、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしているため、同取引所に対して独立役員として届け出ております。

## ■責任限定契約について

宮川明子氏の選任が承認された場合、当社は、同氏との間で社外取締役としてその期待される役割を十分に発揮できるように、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を新たに締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、2,000万円と法令の定める最低限度額とのいずれか高い額となります。